平成２４年（フ）第４９０号
茨城県那珂郡東海村大字村松1048番地大内アパート201
債務者　宮嶋與志郎
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５６号
茨城県つくばみらい市小張4203番地４　紫峰ヶ丘４丁目653街区３画地サニーコートＢ102
債務者　塚田真由美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８７号
金沢市出雲町イ444番地　ガーデン花水木201号、従前の住所山形県酒田市光ケ丘２丁目25番10号
債務者　小倉豪一郎
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４８８号
石川県白山市竹松町70番地、従前の住所石川県白山市平木町74番地
債務者　竹垣　未来（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４４３号
山梨県南巨摩郡南部町福士2700番地２
債務者　山本　久子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
山梨県甲斐市中下条668番地　雇用促進住宅３－305
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
山梨県富士吉田市小明見1687番地
債務者　勝俣　英幸
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
山梨県南都留郡忍野村内野1828番地３
債務者　堀内　京子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
長野県松本市小屋南１丁目９番９号
債務者　西澤　鋭哲
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７８号
長野県大町市社6886番地２
債務者　金原　里子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０２号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目34番地１　ジードルング山手403
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第７０号
三重県津市高茶屋小森町2216番地２　サニーコート１Ａ、前住所三重県津市高茶屋小森町1662番地６
債務者　松本　富子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４０号
三重県鈴鹿市西条６丁目３番地の１　ポレスター西条四季の道901号
債務者　酒井　真人
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４５号
三重県津市雲出本郷町1796番地２　チェリーシェイド・ウエスト101号
債務者　園部　良信
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５７号
三重県津市愛宕町13番地３
債務者　桑名　久富
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５８号
三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目12番５号　サンライズ202、前住所三重県鈴鹿市江島台２丁目５番１号
債務者　木下　裕幸
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５９号
三重県鈴鹿市三日市町962番地　カームエイトＡ101
債務者　川下　大輔
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係